

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県長野市稲里一丁目 5 番地 3
氏 名 ミヤマ株式会社
(法人にあつては、名称 代表取締役 南 克明
及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 石井 隆



許可の年月日 令和 2 年 9 月 6 日
許可の有効年月日 令和 9 年 9 月 5 日

1. 事業の範囲

収集運搬 (積替え・保管を除く。)

燃 え 殻 (特定有害産業廃棄物であるもの (※) に限る。)
汚 泥 (特定有害産業廃棄物であるもの (※) に限る。)
廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるもの (※) に限る。)
廃 酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるもの (※) に限る。)
廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるもの (※) に限る。)
鉍 さ い (特定有害産業廃棄物であるもの (※) に限る。)
ば い じ ん (特定有害産業廃棄物であるもの (※) に限る。)
感染性産業廃棄物
廃 P C B 等
P C B 汚染物
廃石綿等
廃水銀等
(いずれも低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であるものに限る。)
(以上 12 種類)

※ 特定有害産業廃棄物は、別表において○ (積替え・保管を除く。) が記載されている有害物質を含むことにより有害なものに限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年9月6日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	1655000553
平成8年1月29日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	1655000553
平成10年9月6日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1650000553
平成11年8月31日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	1650000553
平成15年9月6日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1655000553
平成16年3月30日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	1655000553
平成17年8月9日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	1655000553
平成19年10月9日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	1655000553
平成20年10月2日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01650000553
平成25年9月20日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01655000553
平成26年4月3日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01655000553
平成27年6月8日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01655000553
平成29年5月15日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01655000553

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

(3枚中2枚目)

優良認定基準対応版



(別表) 特定有害産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		I	II	III	IV	V	VI	VII
有害物質の種類		燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
a	水銀又はその化合物		○		○	○	×	○
b	カドミウム又はその化合物	×	○		○	○	×	○
c	鉛又はその化合物	×	○		○	○	×	○
d	有機燐化合物		○		○	○		
e	六価クロム化合物	○	○		○	○	×	○
f	砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○
g	シアン化合物		○		○	○		
h	ポリ塩化ビフェニル		×		×	×		
i	トリクロロエチレン		○	○	○	○		
j	テトラクロロエチレン		○	○	○	○		
k	ジクロロメタン		○	○	○	○		
l	四塩化炭素		○	○	○	○		
m	1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○		
n	1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○		
o	シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	○	○		
p	1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○		
q	1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○		
r	1, 3-ジクロロプロペン		○	○	○	○		
s	チウラム		○		○	○		
t	シマジン		○		○	○		
u	チオベンカルブ		○		○	○		
v	ベンゼン		○	○	○	○		
w	セレン又はその化合物	×	○		○	○	×	○
x	1, 4-ジオキサン		○	○	○	○		×
y	ダイオキシン類	○	○		×	×		○

注) 表中の「○」は、該当する有害物質を含む特定有害産業廃棄物を取り扱える(積替え・保管を除く。)ことを示す。

表中の「×」は、該当する有害物質を含む特定有害産業廃棄物を取り扱えないことを示す。

(3枚中3枚目)